

赤城・四季の会

H27.1.20



～相続に関する事例をもとに～
法律・税務面

—内容—

相続発生時の対応
H27年相続法改正
節税対策etc

あなたも他人事ではない!! **相続増税**と**争族**

週刊 **ダイヤモンド** 9/11/13 合併特大号

もめる**相続**
賢い「**対策と節税**」

首脳部では4人に1人が年末改正で増税必至!
兄弟間で親の「奪い合い」小規模宅地特例の恐怖
地主・企業オーナー・新富裕層……またある節税テクニック

遺産分割でもめない「争族」回避マニュアル

母3人で遺産4800万円超から課税
相続増税
節税テクで**相続減らす**
葬儀のコスト
事業承継
全国墓事情
二丁目で起きた骨肉の裁判
問われるトップの信任 株主総会今年の注目企業
大和ハウスなど続々参入 過熱する**植物工場**ビジネス

週刊 **東洋経済**
見えない今を超深掘り!

あなたを襲う**相続増税**

新制度丸わかり!
美家の不動産が国に獲られる「**借入金**は? **離婚**した? **生前贈与**と**遺産分割** **自宅相続**」

税制改正で**4人に1人が相続増税**

週刊 **東洋経済**

モメない、あわてない、損しないための**相続・贈与・節税** 最新ガイド

いっきにわかる!
相続税 2015

また間に合う!
1月からスタートの**新税制**に**完全対応**

ケース別 **相続・贈与のトラブル**大公開!

あなたを襲う**相続大増税**への**対策**はこれ一冊でカンペキ!

相続税対策は今年がラストチャンス!

週刊 **ダイヤモンド** 8/10-17 合併特大号

相続税対策
落とし穴

小規模宅地特例
教育資金一括増与
争族回避
あなたも他人事ではない!!
相続増税と争族回避
あなたも他人事ではない!!
相続増税と争族回避
あなたも他人事ではない!!
相続増税と争族回避

4人に1人は**相続増税** 節税テク「争族」トラブル解決法

週刊 **東洋経済** 6/30

あなたを襲う**相続税**

失敗しない **事業承継**
葬儀・墓

不動産・保険活用のウルトラC
母子3人で遺産4800万円超から**相続課税**へ

週刊 **エコノミスト** 11/3

相続とお金のトラブル

相続増税
贈与
生前贈与
遺産分割
自宅相続

三訂版 すぐに役立つ

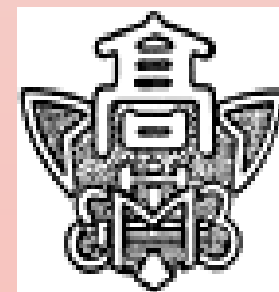
遺産分割と相続税のしくみと手続き

著者: 高橋裕次郎 監修

相続分から遺言の書き方、遺産分割協議まで知っておきたい**相続の基本**をやさしく解説
最新の法改正を盛り込み、新たに内容を増補!

- 相続分を知り、上手に「財産分け」をする
- 遺言があった場合の対処法と手続きも解説
- どのように遺産を分割すればよいのかわかる
- 遺産分割協議後の登記申請手続きをわかりやすく解説
- トラブルになった場合の調停・審判、訴訟手続きと書式も掲載
- かしこく相続するための税金知識を実践的に解説

自分の相続分がわかる! ケース別相続分平分が36例つき



～パネリスト紹介～

コーディネーター

- ・阿久澤克之氏 (S 5 2 年卒 PR プロデューサー)

パネリスト

- ・神林 光氏 (H 1 1 年卒 弁護士)
- ・黒岩卓士氏 (H 1 4 年卒 弁護士)
- ・福田秀幸氏 (H 1 1 年卒 公認会計士・税理士)

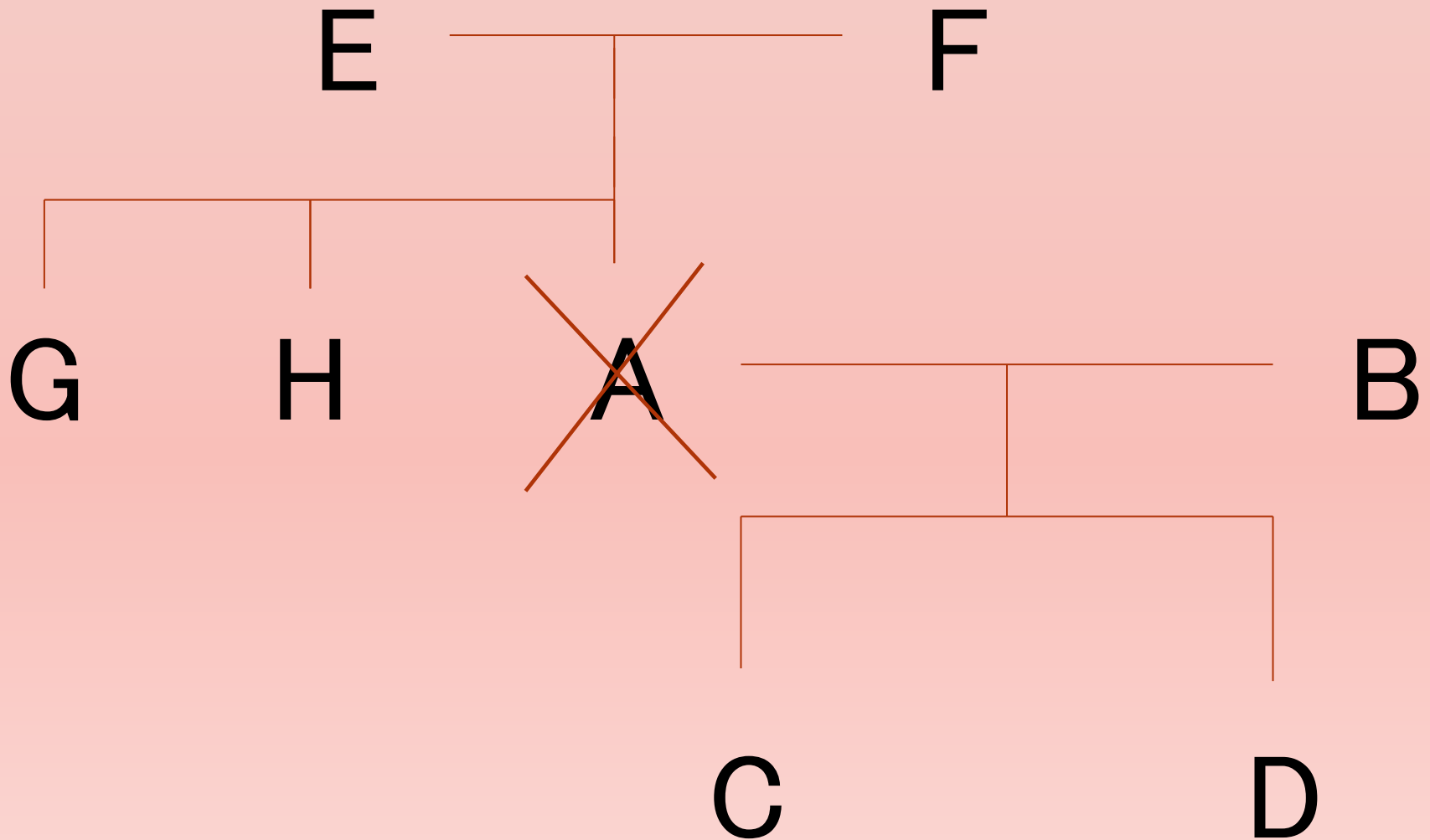


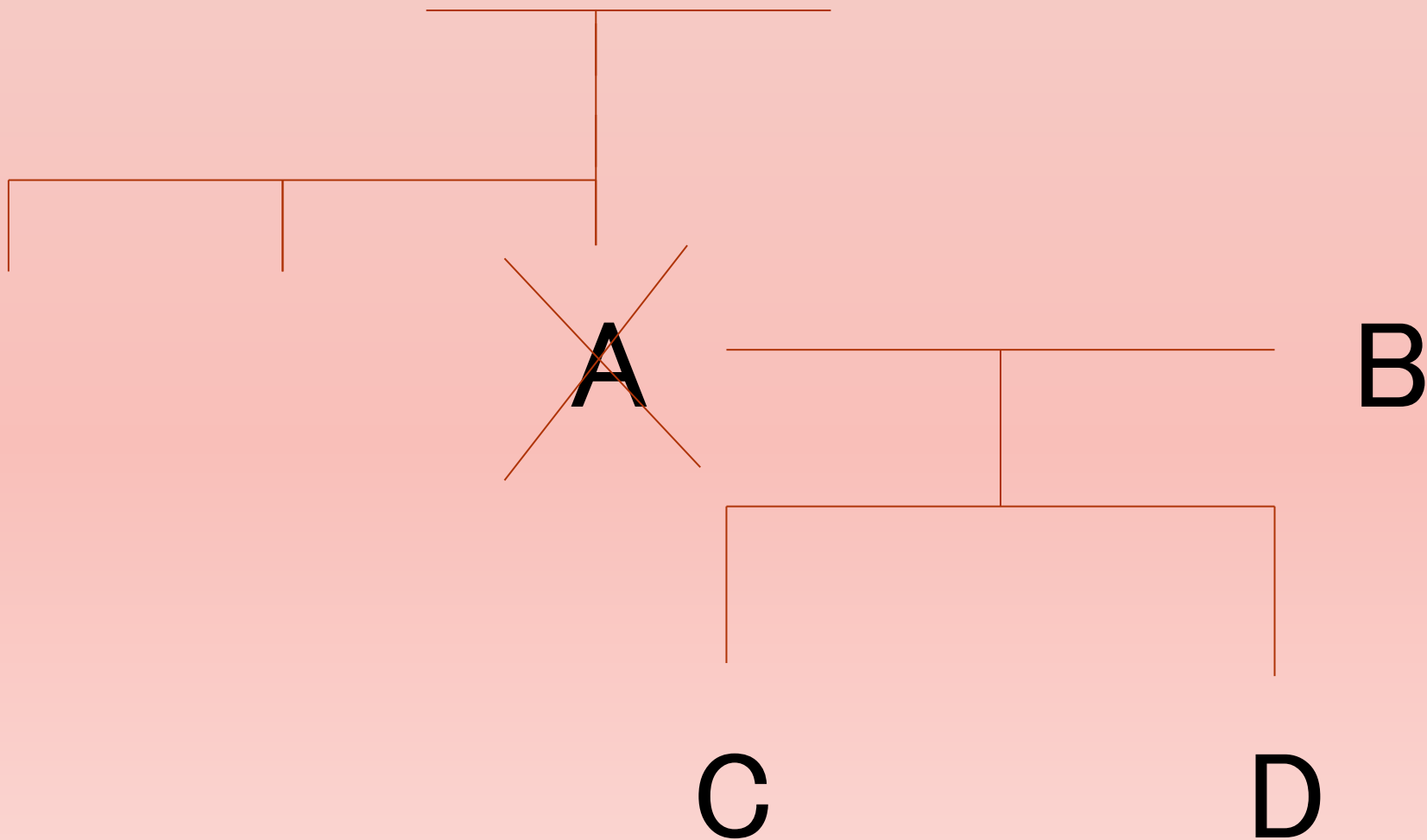
Q1 相続人は誰か。

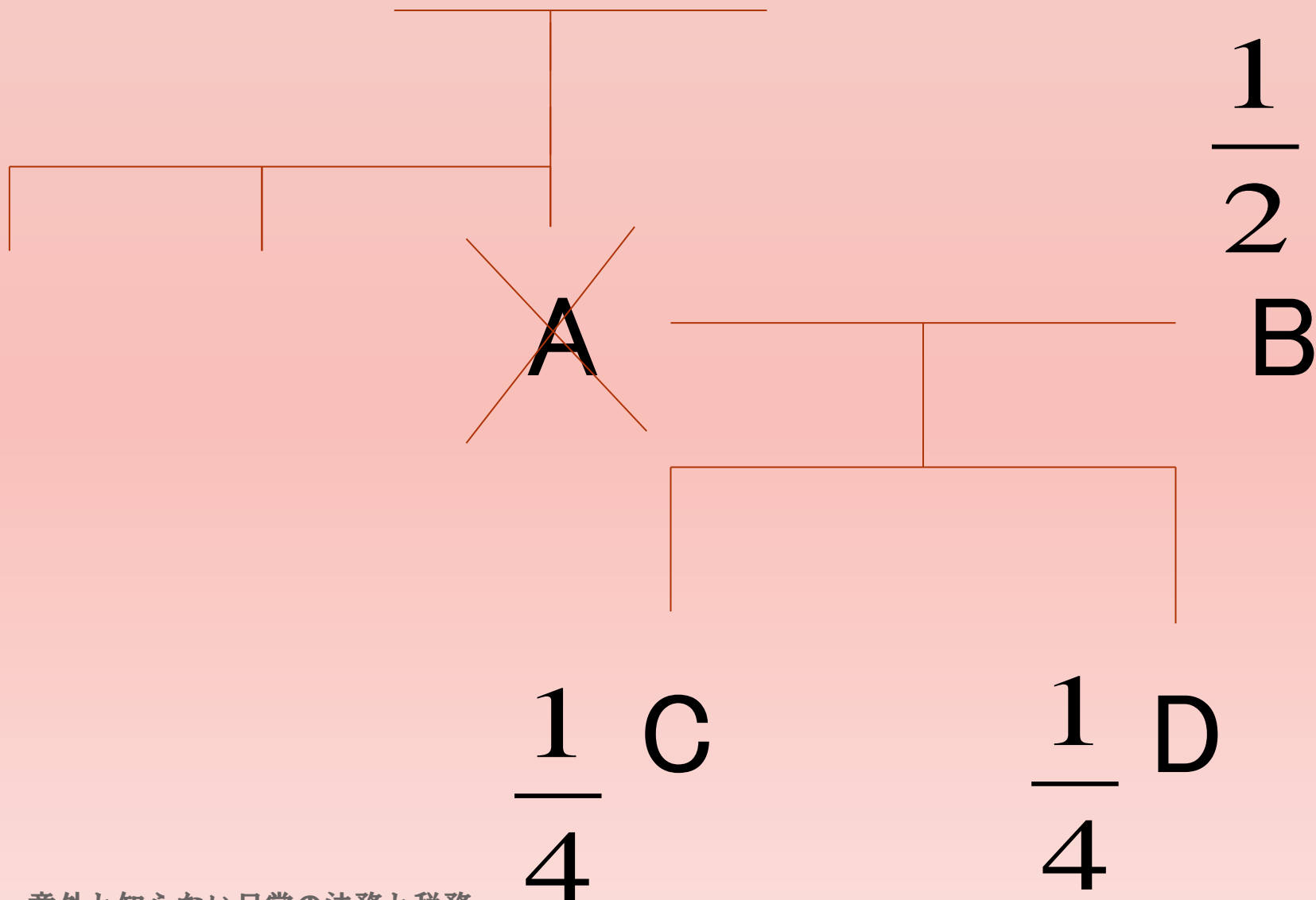
父Aが亡くなりました。

Aには妻B、子供CD、親EF、兄弟GHがいます。

誰が、Aさんの相続人となりますか。









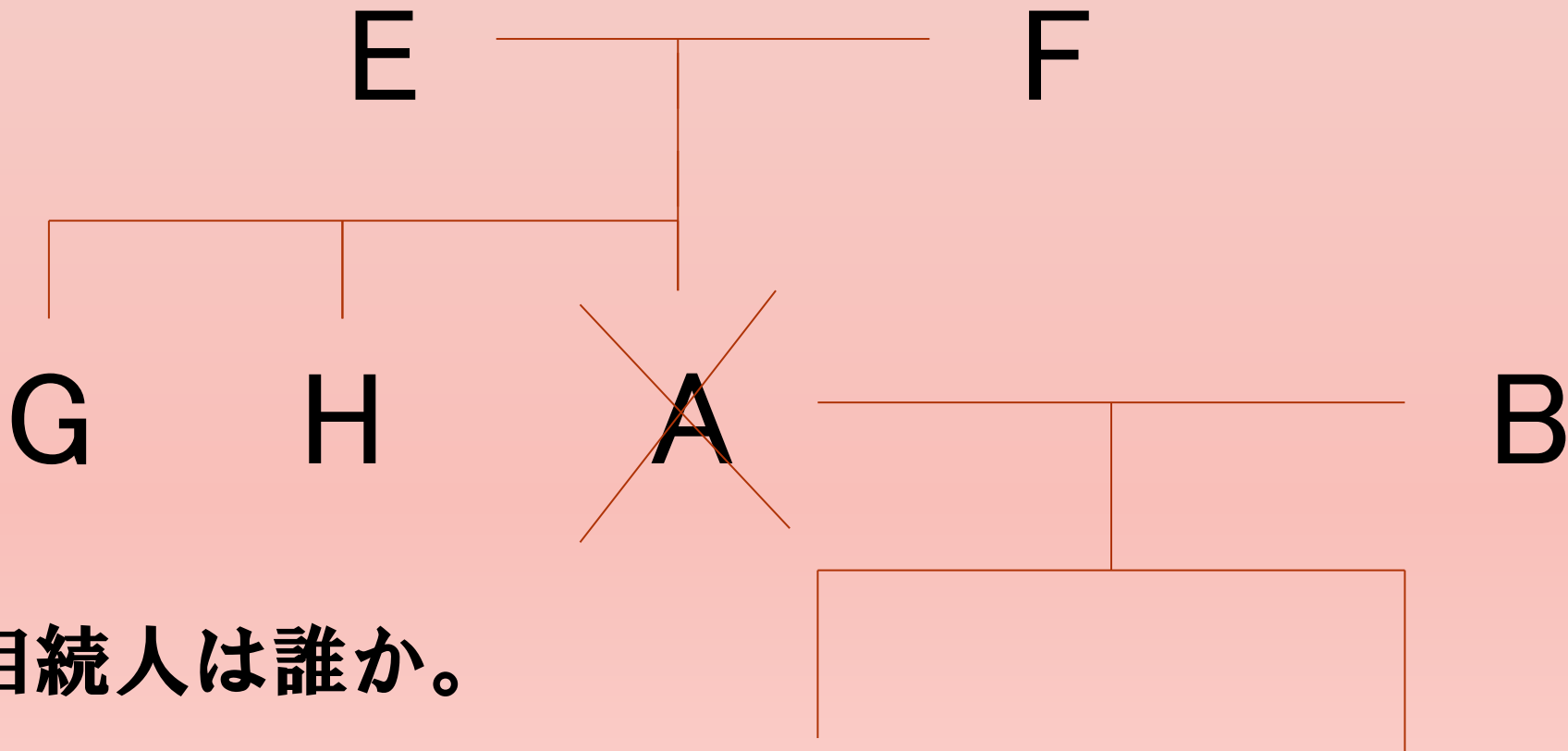
Q 2 相続人は誰か。

Q 2

Cさんからの質問です。

父Aが亡くなりました。Aには配偶者B、子供C D、親E、F、兄弟GHがいます。

私（C）とDは、相続放棄をしました。
その場合、誰が相続人になりますか。

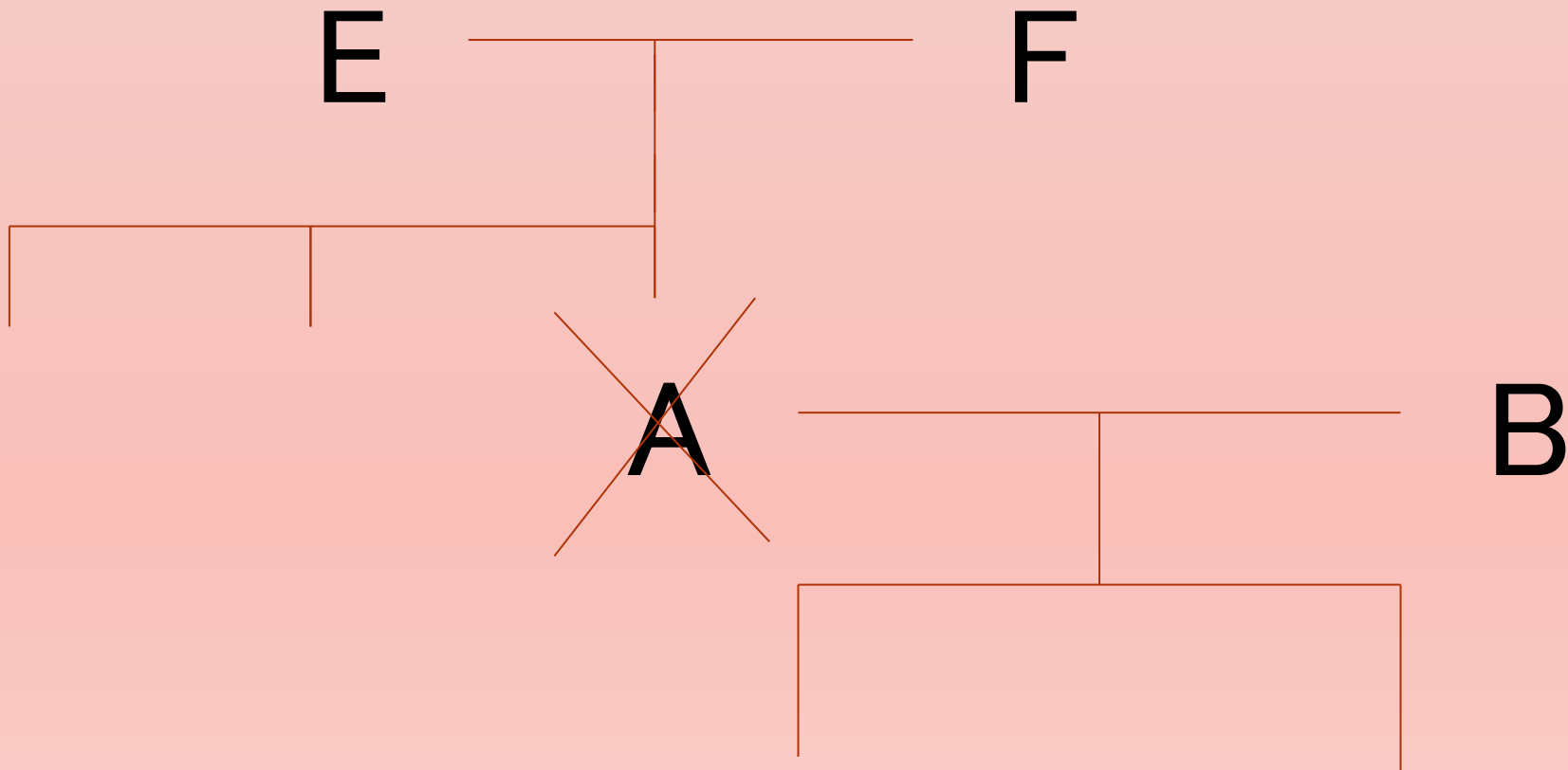


相続人は誰か。

- ① B
- ② B, E, F
- ③ B, H, G

C
相続放棄

D
相続放棄



② B, E, F

$\frac{1}{6}$ E

F $\frac{1}{6}$

$\frac{2}{3}$
B

~~A~~



Q 3 相続人は誰か。

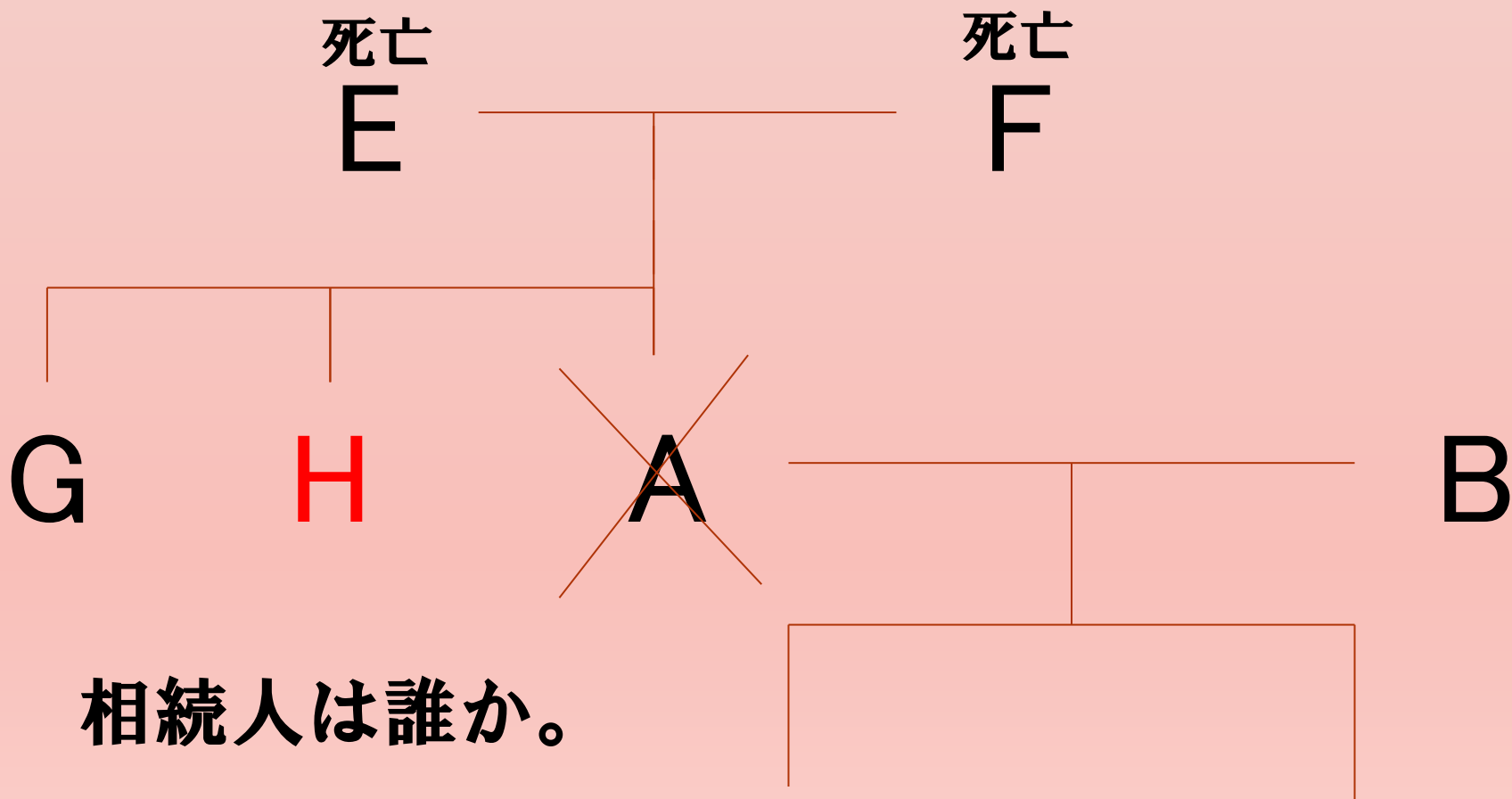
Q 3

Hさんからの質問です。

Aが亡くなりました。Aには配偶者B、子供C D、親E、F、兄弟に私(H)とGがいます。

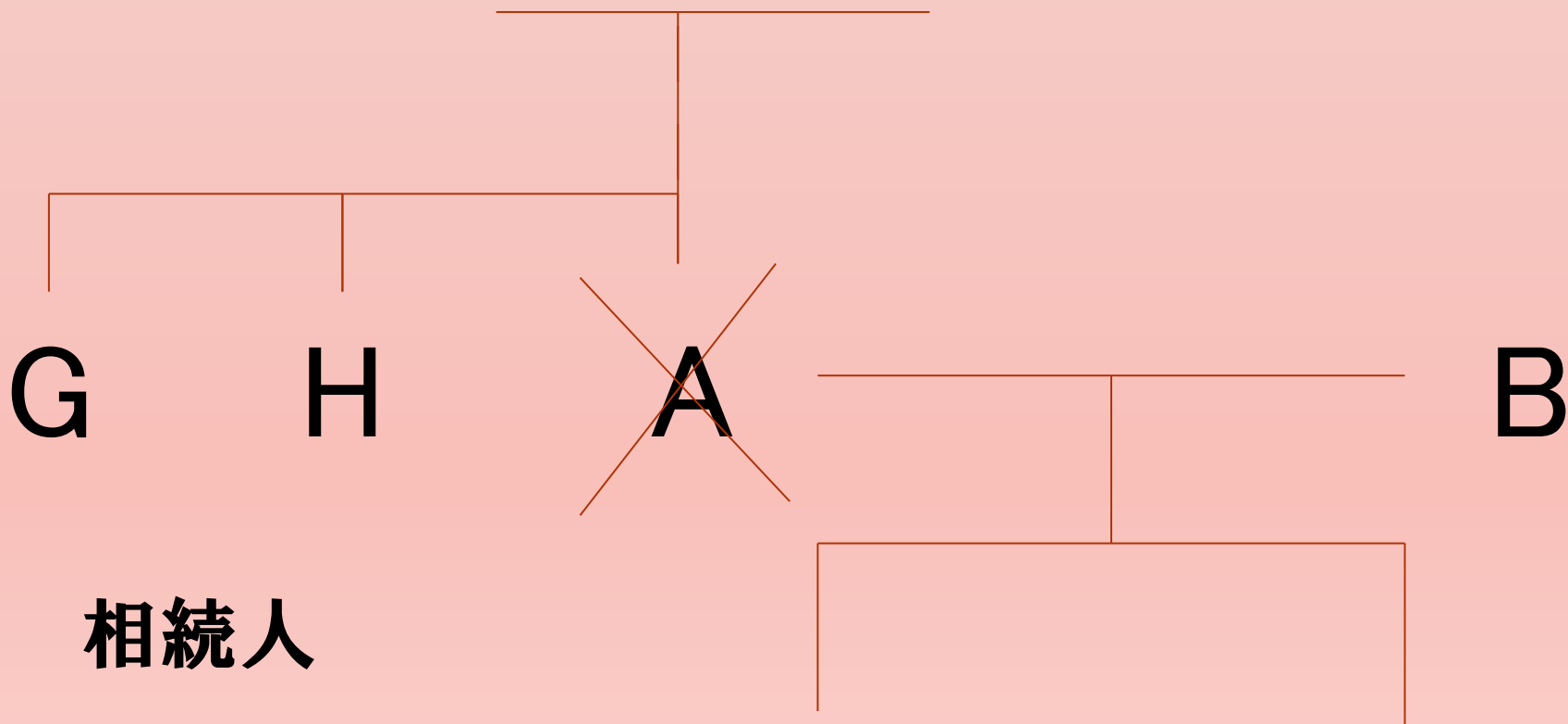
子供CとDは相続放棄し、親E、Fは亡くなっています。

私(H)は相続人になりますか。



相続人は誰か。

- ① B
- ② B, H, G



相続人

②B, H, G

$\frac{G}{1}$
 $\frac{1}{8}$

$\frac{H}{1}$
 $\frac{1}{8}$

~~A~~

$\frac{B}{3}$
 $\frac{3}{4}$

法定相続分まとめ

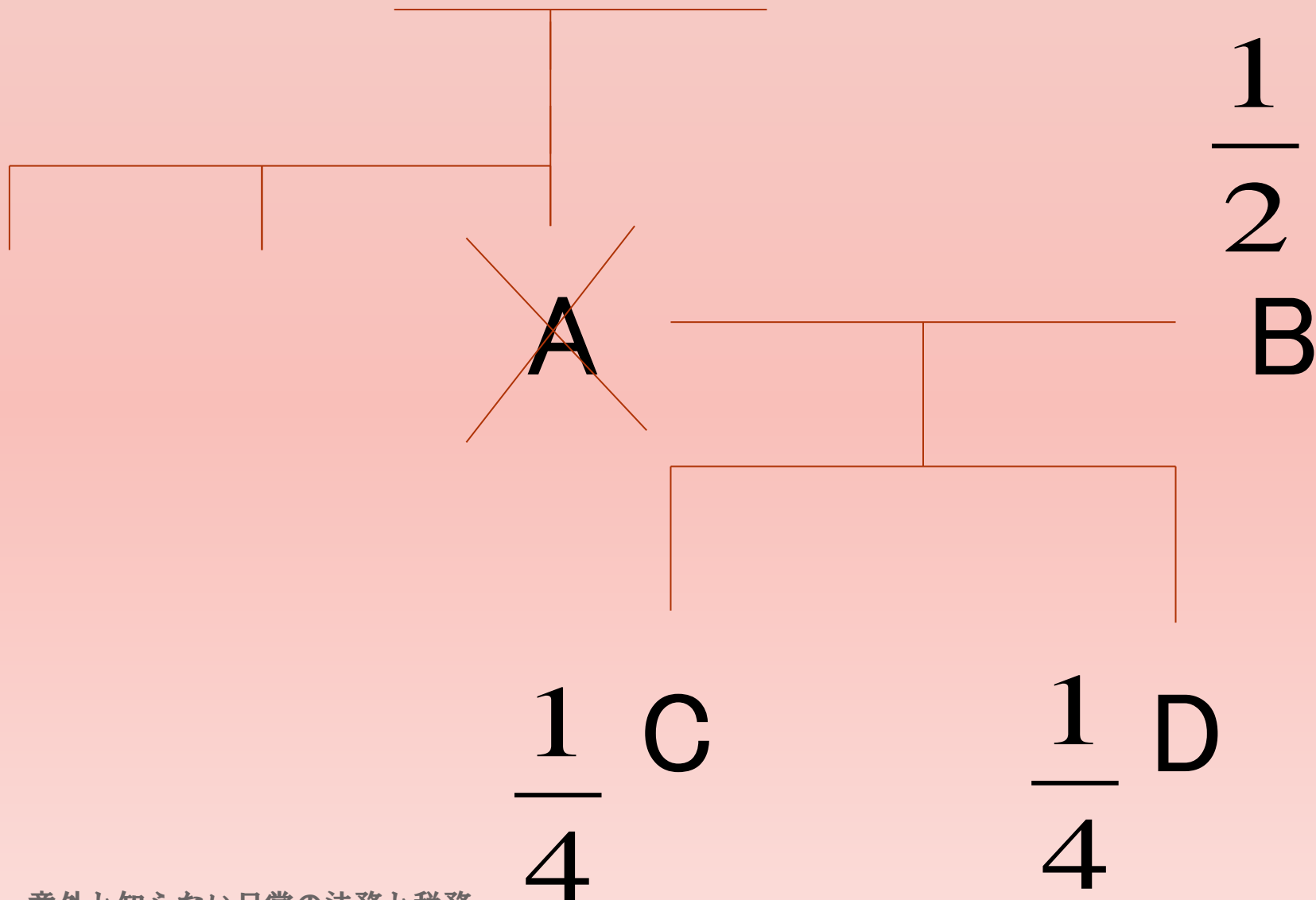
順位	第1順位	第2順位	第3順位
法定相続人と 法定相続分	①配偶者 2分の1 ②子ども 2分の1	①配偶者 3分の2 ②父母 3分の1	①配偶者 4分の3 ②兄弟姉妹 4分の1
備考	配偶者がいなければ子供が全て相続する	配偶者がいなければ全て父母が相続する。	配偶者がいなければ全て兄弟姉妹が相続する。

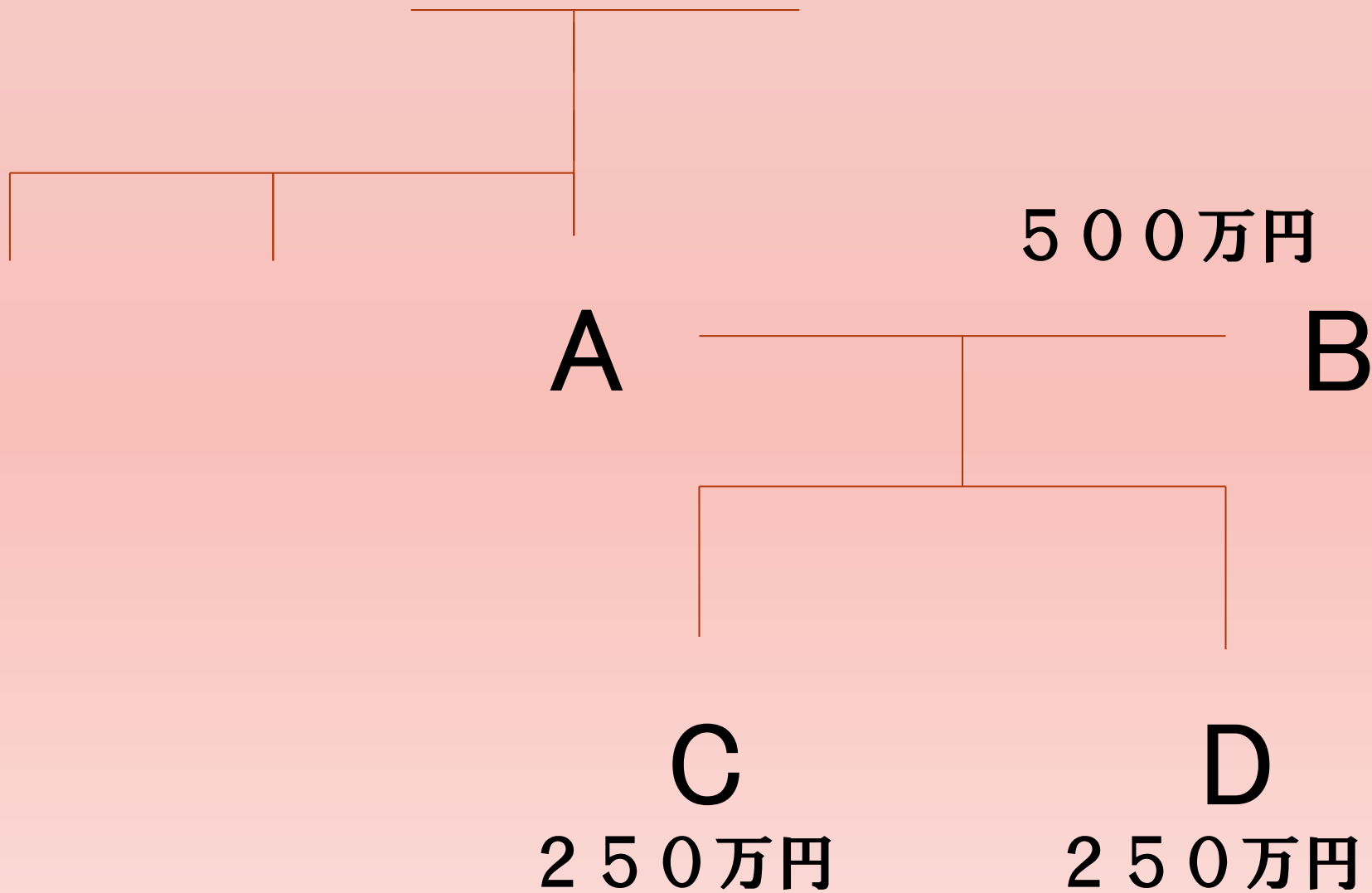
Q 4 相続分は？



Q 4

Aには、遺産1000万円がありました。
その場合、具体的な相続分はどうなりますか？





Q5 相続税は？



Q5

Aさんが、どの程度の遺産を保有していると、相続税が発生するのか。(妻，子供2人の場合)

- ① 遺産500万円
- ② 遺産2500万円
- ③ 遺産5000万円

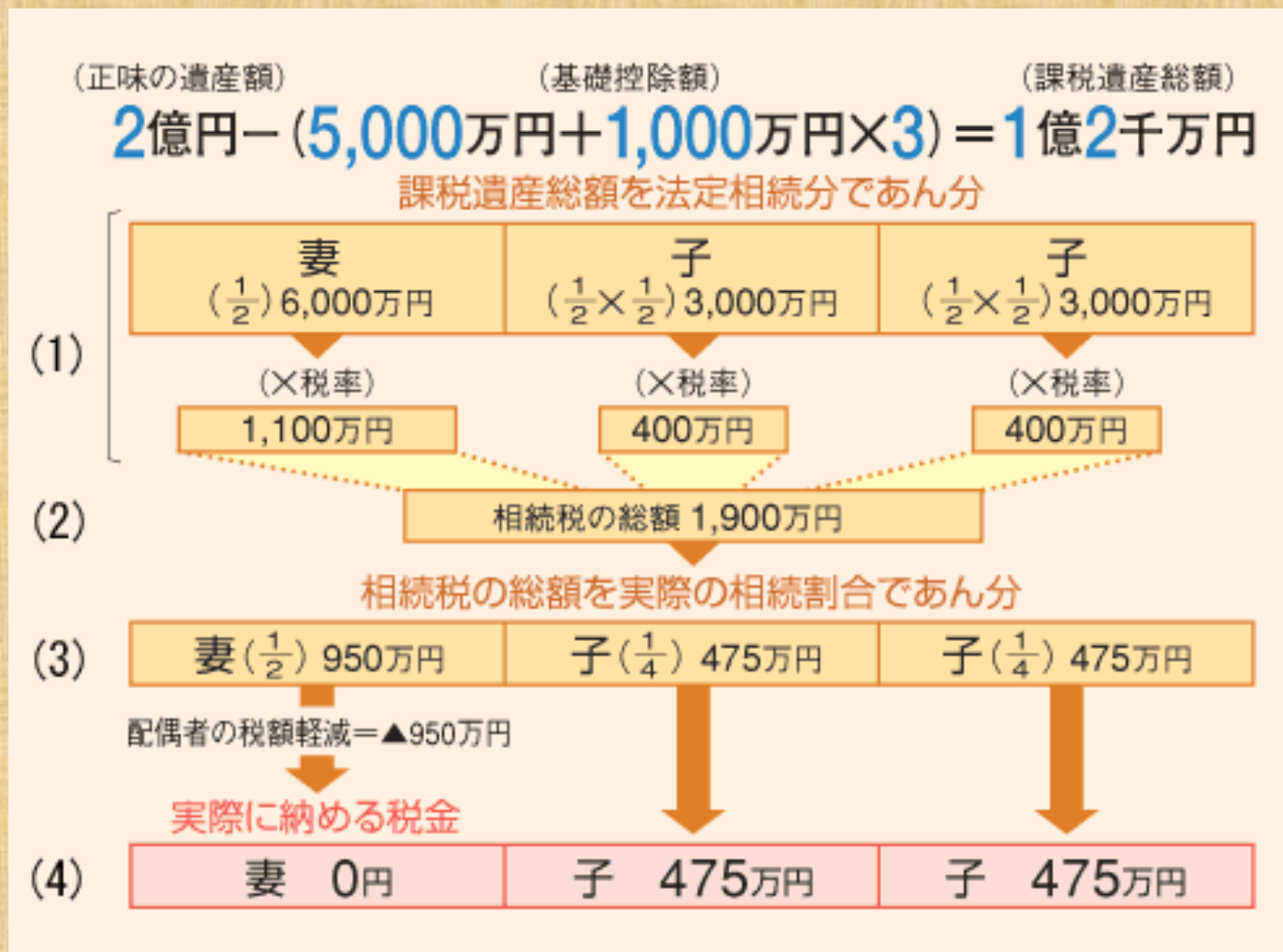
<平成26年以前の基礎控除額>

- ・ 5000万円 + 1000万円 × 法定相続人の数
 - ・ 5000万円 + 1000万円 × 3
- = 8000万円まで相続税がかからない。**

<今回の改正による基礎控除額>

- ・ 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数
 - ・ 3000万円 + 600万円 × 3
- = 4800万円**

☆平成26年以前の相続税の計算方法☆



☆平成27年1月1日以後の相続、遺贈、贈与により取得する財産にかかる税制改正の内容☆

- 1 遺産にかかる基礎控除
- 2 相続税の税率構造
- 3 税額控除
- 4 小規模宅地等の特例
- 5 相続時精算課税（省略）
- 6 贈与税の税率構造
- 7 事業承継税制（省略）

Q 6 相続税減額！



Q 6

Aは多額の資産を有していますが、相続税を減らすにはどのような方法がありますか？

A-1

(資産が全額、現金預金、上場株式の場合)

→相続税を減らすには、親・祖父母が生きているうちに財産をもらうこと (生前贈与) !

方法

- ①毎年110万円(1人につき)の贈与を受ける。
- ②子供・孫の教育資金を出してもらう。
- ③住宅資金を出してもらう。
- ④ふるさと納税を活用する。
- ⑤お墓を買ってもらう。など

A-2

(資産に不動産や非上場株式が含まれている場合)

→相続税を減らすには、専門家の知識が必要！特に、不動産に持ち家が含まれる場合は要注意！

方法

- ①住宅は二世帯住宅で区分登記を優先に考える。
- ②子供を親の養子にする。
- ③二次相続も視野に入れ、遺産分割を検討する。
- ④不動産保有会社、不動産管理会社の設立を検討する。
- ⑤相続税の申告期限までに遺産分割を調わせるなど



Q7 ペットに相続させたい。

Q7

Aさんからの質問です。

私には愛犬ハッピーがいます。

このペットを子供よりも可愛がっているため、ペットに財産を相続させたいと考えていますが、そのようなことはできるのですか。

A :

→ペットに対する相続はできない。

ただし、飼主は自分の信頼できる人に財産を遺贈した上で、その人にペットの世話を依頼することにより、自らの意思をある程度実現することは可能である。

例えば、Aと甲との間で、

- ・ Aが甲に金銭を遺贈する。
- ・ 甲は、Aの愛犬を生涯にわたって世話を
する

といった約束をすることが考えられる。



Q8 婚外子はどうなりますか。

Q8

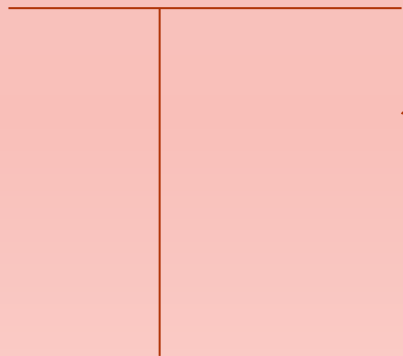
Jさんからの質問です。

Aには別に家族があったようですが、私の母であるIとの間に私が産まれています。私はAから生前認知を受けています。

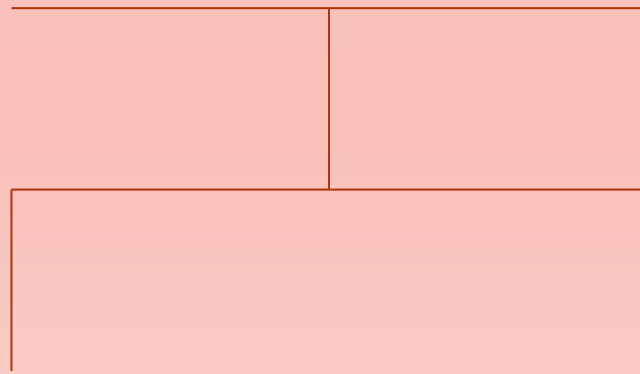
この場合、私もCやDと同じ様に相続分を受けられるのでしょうか。

愛人

|



~~A~~



妻
B

J
婚外子

C
子

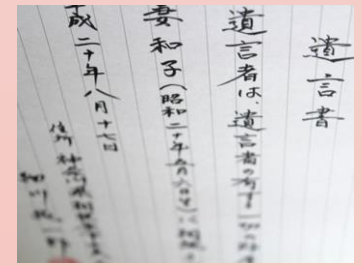
D
子

A :

→ J も， C や D と同様の相続分を受けられる。

平成25年9月4日の最高裁裁判例

→改正前民法の900条4号ただし書では， J さんのような非嫡出子は、嫡出子である C さんや D さんの2分の1の相続分しかないと規定されていたが，平成25年9月に最高裁はこの規定を憲法14条の法の下での平等に反するとして，違憲と判断し，これを受けて平成25年12月には民法が改正され，婚外子の相続分と婚内子の相続分は同等のものとして取り扱われることになった。



Q9 遺言書

Q9 法定相続と異なって相続させたい！

Aさんからの質問です。

私には妻B・子C・子Dがいます。

私は、法定相続分と異なり、一番可愛がっている子Dに私の遺産を全てあげたいと考えています。

法定相続分と異なる方法で相続させる場合には、どうすればよろしいのでしょうか。

A :

→Aさんは遺言を書くことにより，法定相続分とは異なり，自分の思うように遺産を配分することは可能である。

遺言書の種類

- 1 自筆証書遺言
- 2 公正証書遺言
- 3 秘密証書遺言

自筆証書と公正証書の違い

自筆証書

メリット

- ・ 証人をたてる必要がない。
- ・ 費用がかからない。

デメリット

- ・ 遺言書が発見されないおそれがある。
- ・ 詐欺・脅迫の可能性などのおそれがある
- ・ 遺言が無効になるおそれがある
- ・ 家庭裁判所の検認手続が必要

公正証書

メリット

- ・ 形式の不備で無効になることはない。書き間違いはない。
- ・ 遺言が実行されるときにも、もっとも手続きがスムーズに進められるような文面を考えてもらえる。
- ・ 原本が公証役場に保存されるため、遺言書がなくなったり書き換えられたり、破られたりする危険がない。
- ・ 裁判所の検認の手続きが不要

デメリット

- ・ 費用がかかる
- ・ 証人が2人必要

<参考 公正証書遺言の作成費用（基本的な費用）>

1 遺言の目的たる財産の価額に対応する形で、その手数料が以下のとおり、定められています。

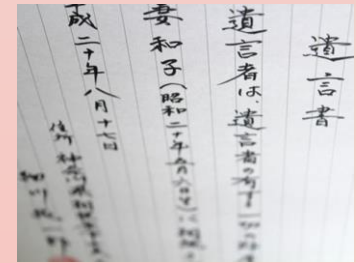
(目的財産の価額)	(手数料の額)
100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	11000円
1000万円まで	17000円
3000万円まで	23000円
5000万円まで	29000円
1億円まで	43000円

1億円を超える部分については

1億円を超え3億円まで	5000万円毎に	1万3000円
3億円を超え10億円まで	5000万円毎に	1万1000円
10億円を超える部分	5000万円毎に	8000円

がそれぞれ加算されます。

(日本公証人連合会HPより <http://www.koshonin.gr.jp/yu.html>)



Q10 遺言書

Q10 遺言書の内容が全て？

Cさんからの質問です。

私には父A、母B・子私・弟Dがいます。

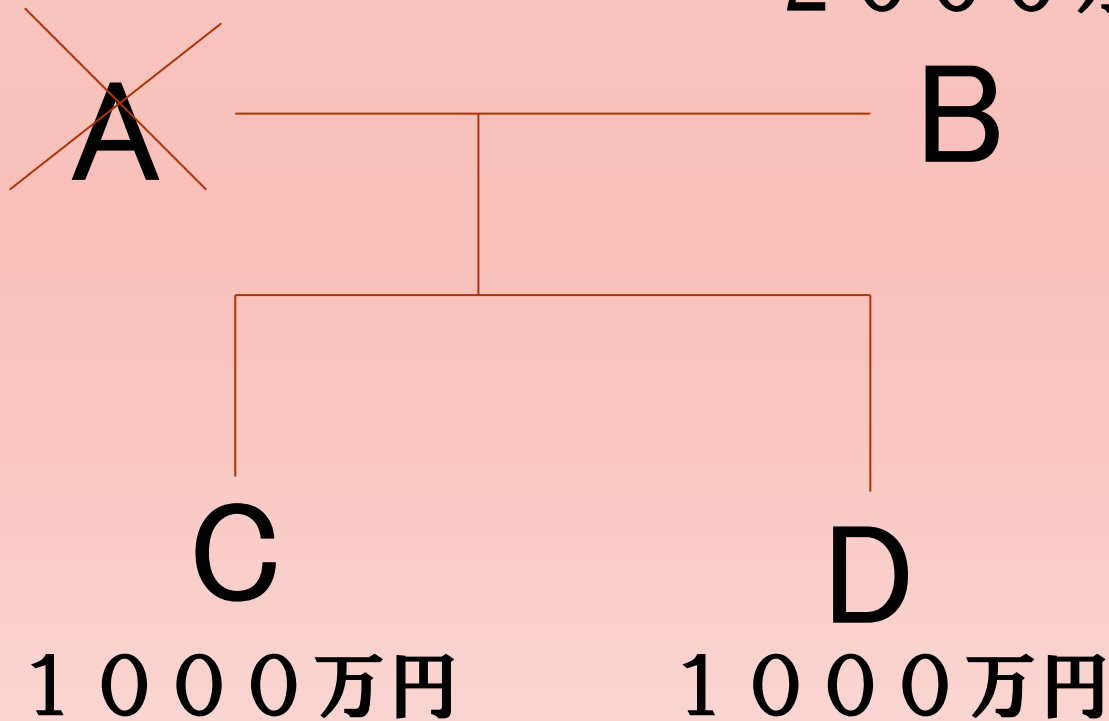
Aが遺言で、遺産全額（4000万円）をDに相続させるという遺言を残して亡くなりました。

その場合、私はDから何も、もらえないのでしょうか。

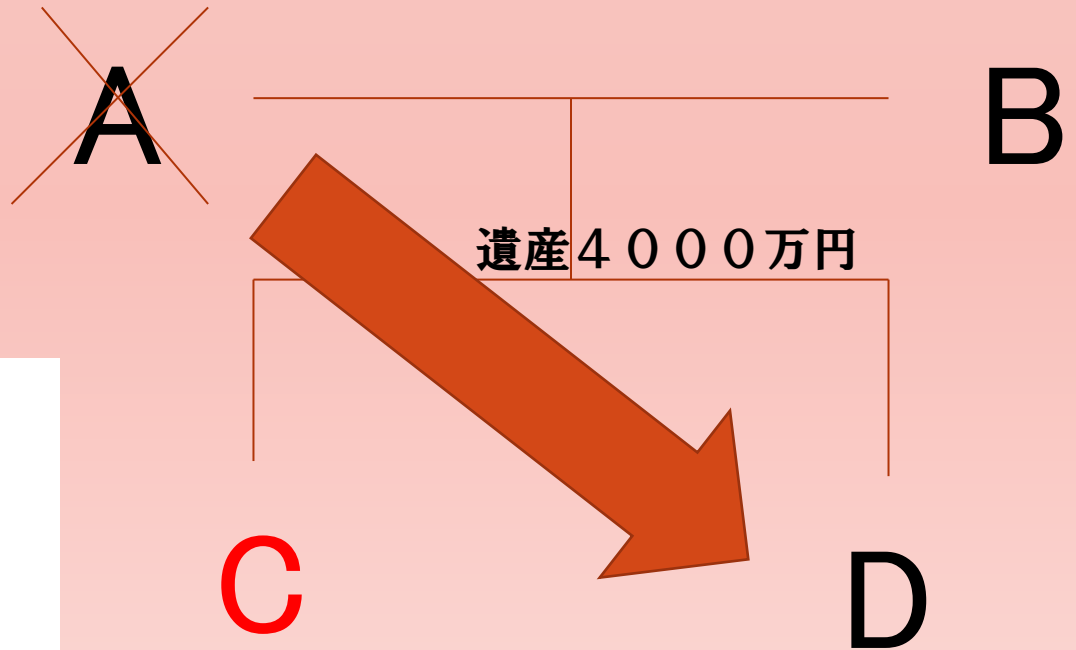
法定相続分

遺産：4000万円

2000万円



遺言：全てを相続させる



意外と知らない日常の法務と税務

A :

→遺留分の主張をすることができる。

C - 500万円

B - 1000万円

をそれぞれ遺留分としてDに請求できる。

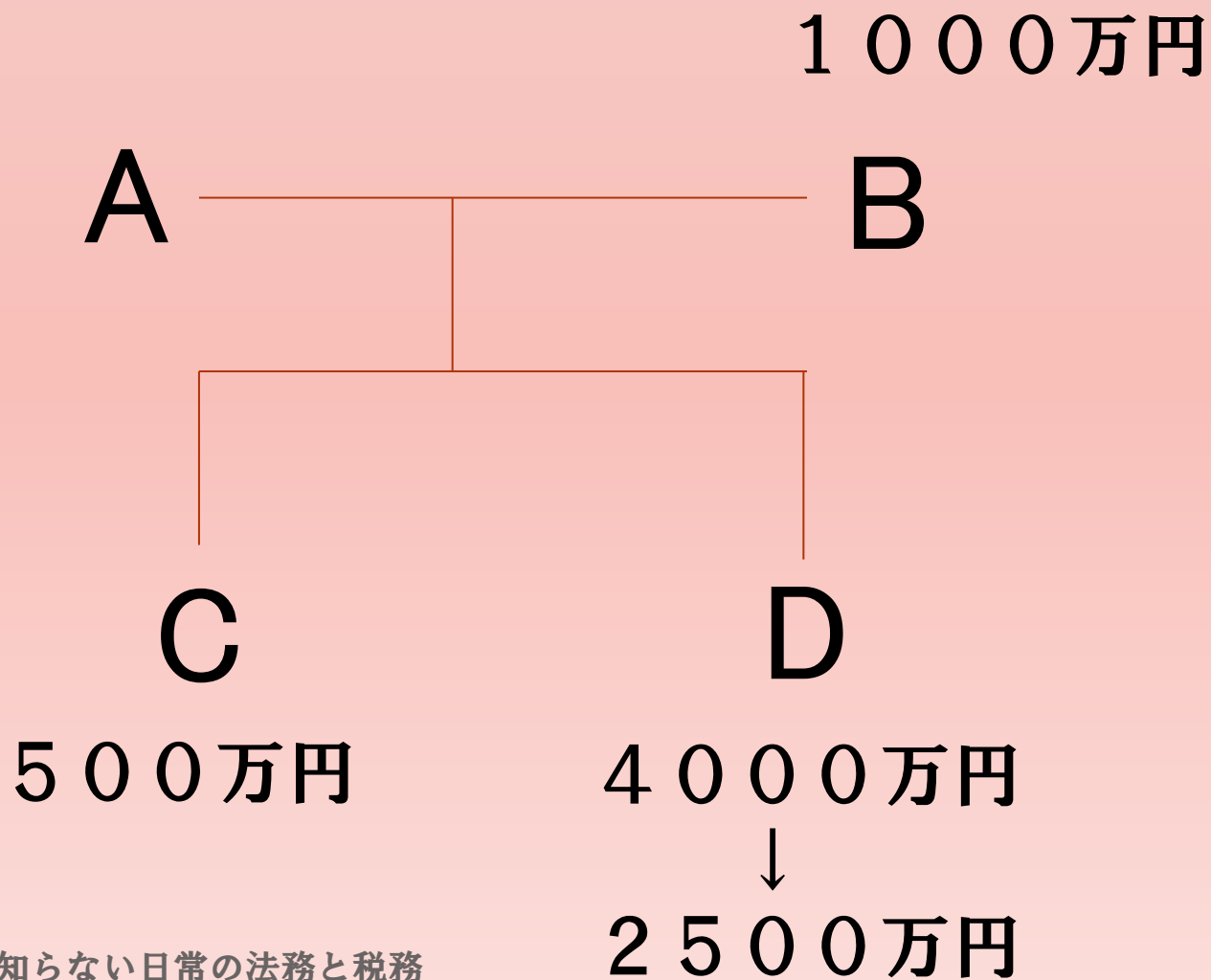
民法1028条は兄弟姉妹以外の相続人に対して遺留分減殺請求権を認めています。つまり「兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける」として

1号「直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の3分1」

2号「前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産の2分1」

とされている。ただし兄弟姉妹には遺留分はない。

CさんDさんの法定相続分は4分の1であるため、1028条2号により4分の1に2分の1を乗じた8分の1が遺留分となる。





Q 1 1 生命保険金はどうなるの？

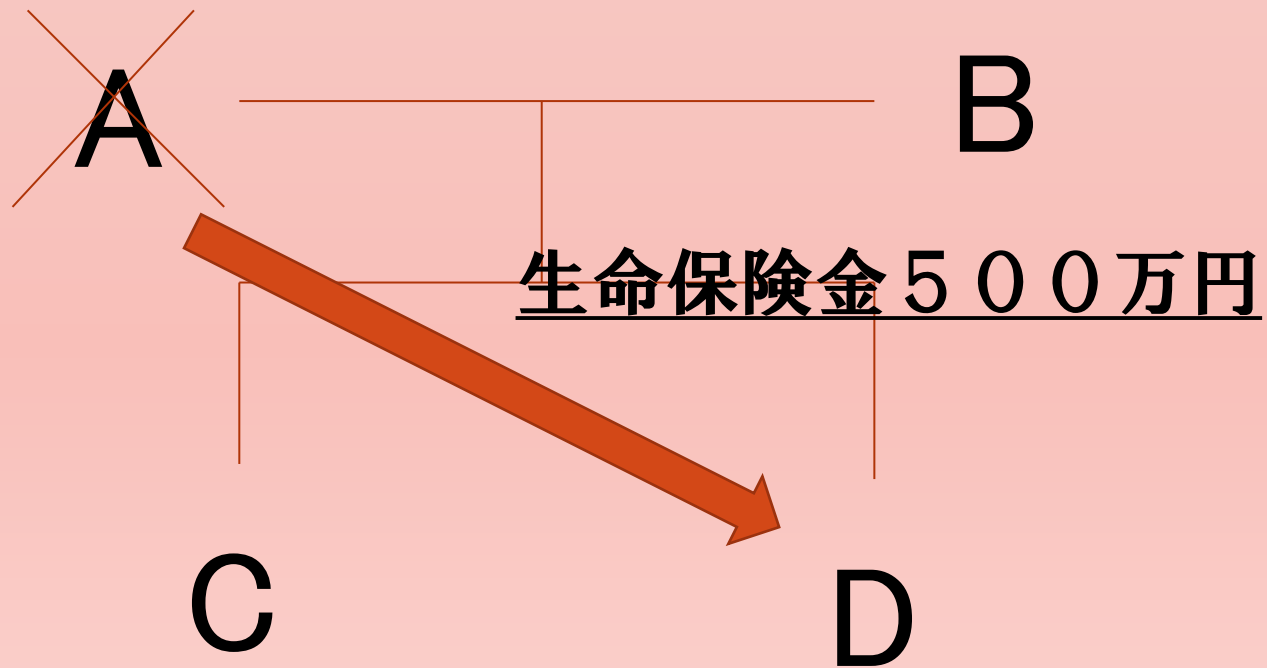
Q 1 1

Cさんからの質問です。

Aさんには遺産として、4000万円があり、その他にDさんを受取人とする生命保険金500万円がありました。

この場合、私や母Bは、Dが生命保険金を取得したことにつき何か主張できますか？

遺産4000万円



A :

→生命保険金請求権は受取人の固有権であり相続財産とはならない。

(最高裁判例昭和40年2月2日民集19巻1号1頁参照)

C, Bは, Dが生命保険金を取得したことにつき何も主張できない。



Q 1 2 生命保険金はどうなるの？

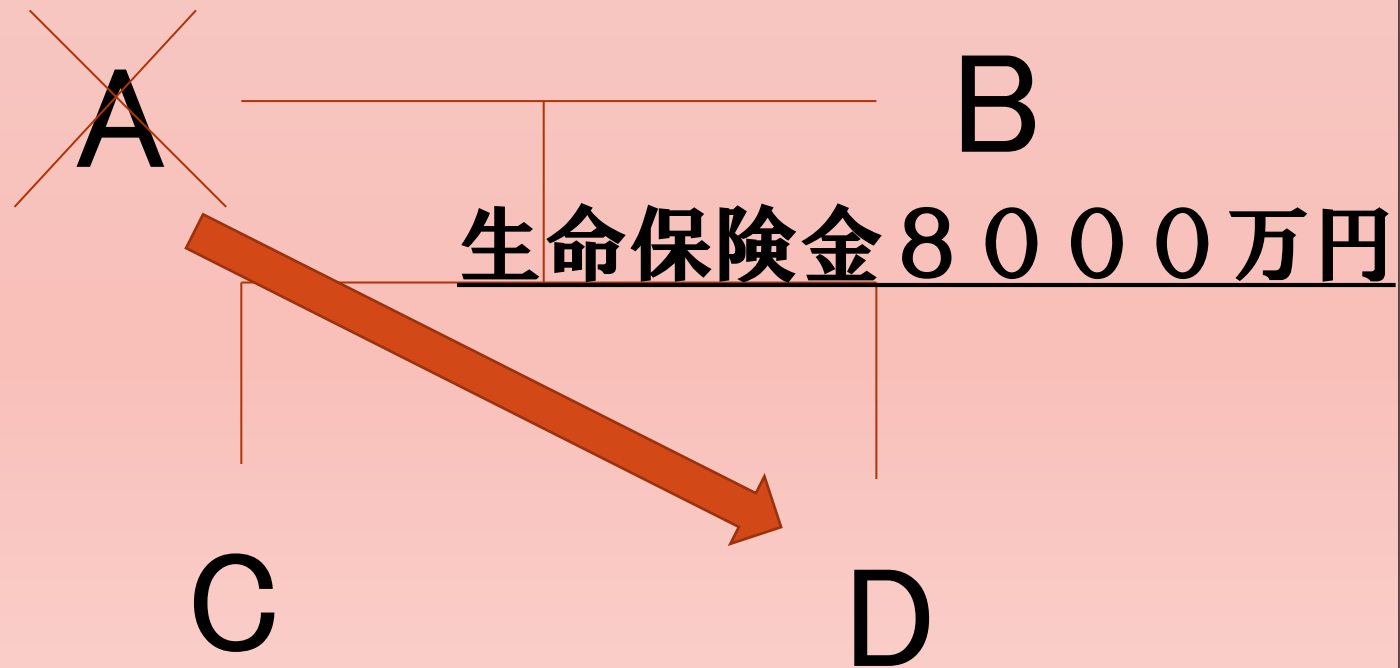
Q 1 2

Cさんからの質問です。

Aさんには遺産として4000万円があり，その他にDさんを受取人とする生命保険金8000万円がありました。

この場合でも，私やBは，Dが生命保険金を取得したことにつき何も主張できませんか？

遺産4000万円



A :

→生命保険金請求権は受取人の固有権であり相続財産とはならない。

(最高裁判例昭和40年2月2日民集19巻1号1頁参照)

ただし，被相続人から生命保険受取人たる相続人への遺贈又は贈与類似のものと考えて，民法1031条の遺留分減殺請求の対象になる場合がある。

生命保険と相続関係

①保険金請求権が相続財産となるか。

→生命保険金請求権は受取人の固有権であり相続財産とはならない。
(最高裁判例昭和40年2月2日民集19巻1号1頁)

②保険金請求権が相続財産ではないとしても特別受益となるか。

→原則：特別受益にあたらぬ。(最高裁判例平成16年10月29日判時1638・82)

例外：保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき場合に特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持ち戻しの対象となると解するのが相当である。

③保険金請求権が特別受益になるとした場合に、これが遺留分算定の基礎となる財産に加えられるにとどまるか、それとも遺留分減殺の対象ともなるか。

→遺留分減殺の対象となる。(最高裁判例平成10年3月24日判時1638・82)

民法903条1項の定める相続人に対する贈与は、右贈与が相続開始よりも相当以前にされたものであって、その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続人など関係人の個人的事情の変化をも考慮するとき、減殺請求権を認めることが右相続人に酷であるなどの事情が無い限り、民法1030条の定める要件を満たさないものであっても、遺留分減殺の対象となる

意外と知らない日常の法務と税務



Q 1 3 生命保険金で節税！

Q 1 3

Aさんからの質問です。
生命保険金を用いて節税できると聞きましたが、どう
いうことですか。

A :
→ 500万円×法定相続人までは
税金がかからない。

事例 1

現金 1 5 0 0 万円をそのまま相続した場合

現金 1 5 0 0 万円 - 相続税 7 5 0 万円 = 残せる現金 7 5 0 万円

事例 2

1 5 0 0 万円で受取保険金 1 5 0 0 万円の保険に入った場合

現金 1 5 0 0 万円 - 生命保険料 1 5 0 0 万円 + 受取保険金 1 5 0 0 万円
= 残せる現金 1 5 0 0 万円

遺産分割(協議)とは?



Q 1 4 遺産分割協議

Q 1 4

Cさんからの質問です。

私の母と兄弟は、父親の遺産の分け方について合意ができました。

遺産分割協議書を作成したいと考えてますが、何かルールはありますか。

A :

→遺産分割協議書の形式や書式に特に決まったルールはない。遺産分割協議書に押印する相続人の印鑑は、必ずしも実印でなければいけないわけではない。

しかし， 実印で押印をして協議書には印鑑証明書を添付するべき。

なぜなら・・・

<遺産分割協議書作成までの流れ>

① 相続人確定(戸籍等により確認)

<遺産分割協議書作成までの流れ>

① 相続人確定（戸籍等により確認）



② 相続財産調査（不動産，株式，預貯金など）

＜遺産分割協議書作成までの流れ＞

① 相続人確定（戸籍等により確認）



② 相続財産調査（不動産，株式，預貯金など）



③ 遺産分割協議（話し合い）

＜遺産分割協議書作成までの流れ＞

① 相続人確定（戸籍等により確認）



② 相続財産調査（不動産，株式，預貯金など）



③ 遺産分割協議（話し合い）



④ 遺産分割協議書作成



Q 1 5 遺産分割調停・審判

Q 1 5

Cさんからの質問です。

Aには遺産として、預金1000万円、A名義の土地建物（5000万円相当）があり、A宅には私が住んでいます。遺産分割協議により、私が土地建物を取得し、B、Dには1000万円を均等に500万円ずつ分けてもらいたいと考えてましたが、Dが頑なに拒否しており、協議が進みません。

遺産分割協議が成立しない場合、どうすればよいでしょうか。

A :

→遺産分割調停を行う必要がある。

調停手続きでは、2人の調停委員（弁護士や民生委員など）と1人の裁判官が立ち会い対立している相続人を1人ずつ交互に調停室に呼びそれぞれの意見や希望を聞きます。

相続人全員が納得し調停が成立すると、調停調書が作られる。

→遺産分割調停でも話し合いがまとまらない場合
次の遺産分割審判手続きに移ります。

審判手続きでは、家事審判官（裁判官）がそれぞれの相続人の年齢、職業、生活状況、心身の状態等や遺産の種類等を考え、また、それぞれの相続人の意見を聞いたうえで、遺産分割の内容を決定する。



Q 1 6 遺産分割調停・審判

Q 1 6

Cさんからの質問です。

父Aには遺産として、預金1000万円、A名義の土地建物（8000万円相当）があり、A宅には私が住んでいます。

現在、遺産分割調停が係属中ですが、私は土地建物を取得し、B、Dにその余の財産を取得してもらうことを考えていましたが、調停でも合意しそうにありません。

審判ではどのような判断が考えられますか。

A :

→審判となった場合には以下の解決方法がある。

①現物分割

→不動産を物理的に分ける。

②換価分割

→不動産を売ってお金に換えて分ける。

③共有

→共有名義にする。

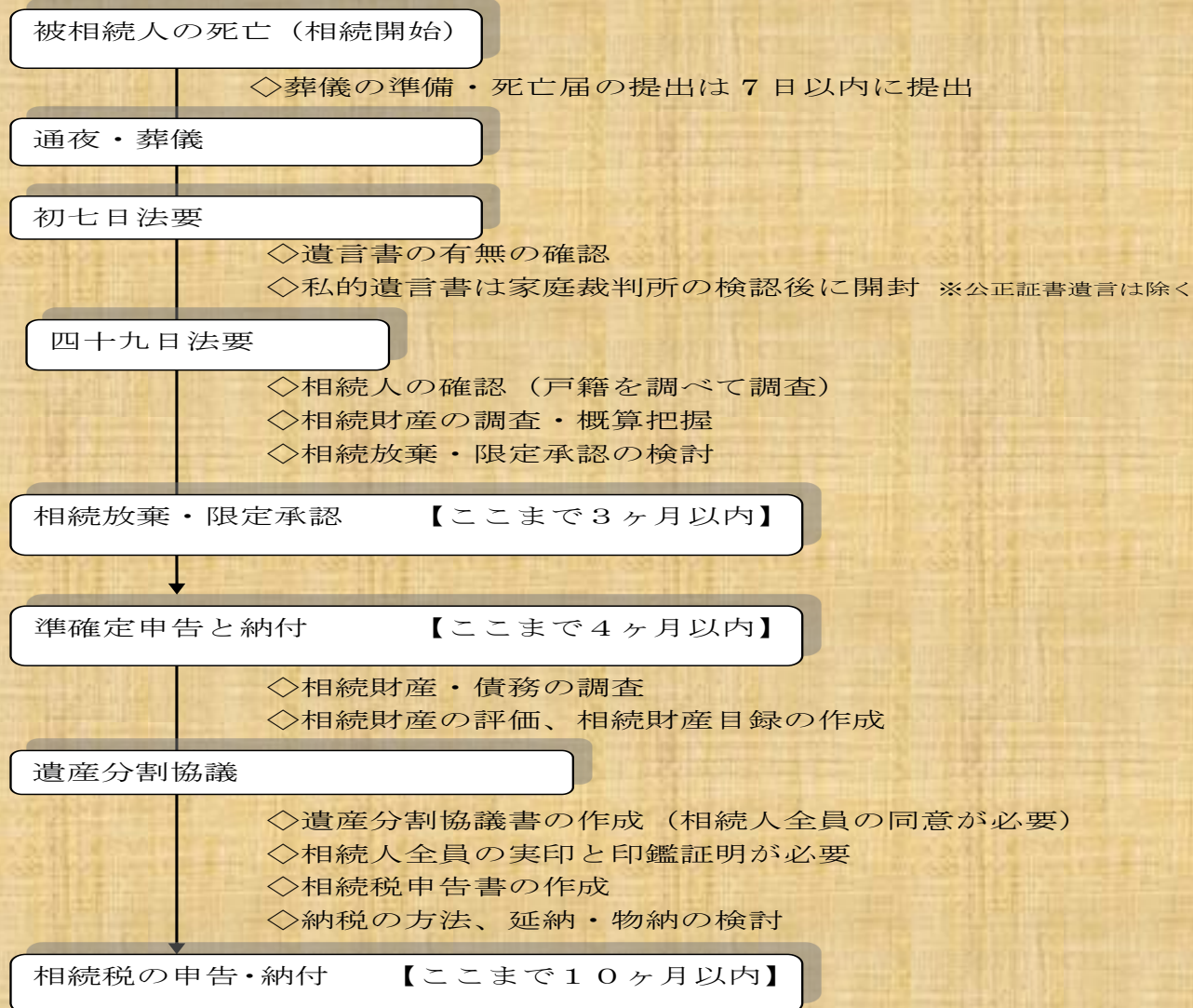
④代償分割

→不動産を相続する人が不動産を相続する代わりに他の相続人にお金を支払う。

☆よくある相続・贈与のご相談☆

- Q1 お葬式代に領収書は必要でしょうか。
- Q2 故人の確定申告はどうしたらいいでしょうか。
- Q3 相続から遺産分割協議が決まるまでの収入は誰のものになりますか。
- Q4 持ち家以外の不動産の遺産分割、相続についてはどのように考えればいいですか？

☆ (参考) 相続開始後のスケジュール全体像 ☆



困ったら・・・

<法務>

神 林 光

野崎法律事務所

東京都千代田区九段北4丁目1番11号原鉄ビル201

TEL：03-5276-1477

黒岩 卓士

江口法律事務所

東京都新宿区西落合3-25-11

TEL：03-5906-5228

<税務>

福田 秀幸

福田公認会計士事務所

群馬県桐生市東1-13-39

TEL：0277-44-3848